

成長と分配の好循環の実現に資する

経済・財政運営

～次期経済・財政再生計画に向けた提言～

2024年3月19日

一般社団法人 **日本経済団体連合会**

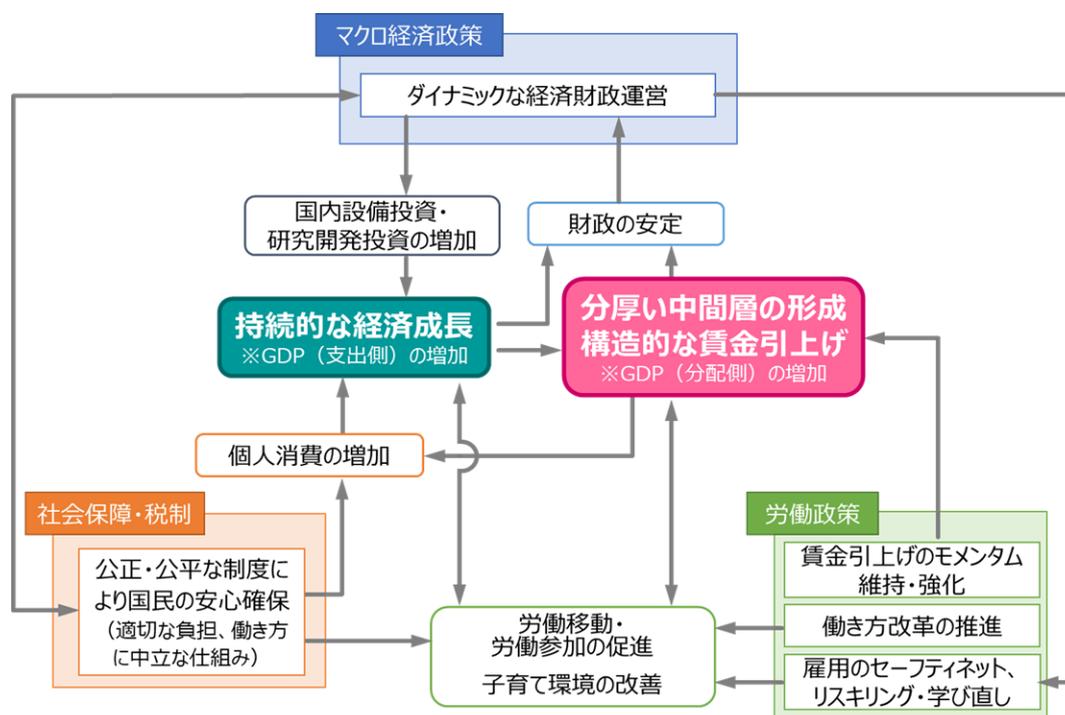
目次

1. はじめに	2
2. 次期経済・財政再生計画の方向性	3
3. 財政健全化目標	5
(1) フローの財政健全化目標	5
(2) ストックの財政健全化目標	6
(3) 一般政府の歳入・歳出・財政収支の現状と見通し	8
4. 目標達成に向けた経済財政フレームのあり方	10
(1) 全体の方向性	10
① 予算編成のあり方	10
② 補正予算	11
(2) 歳出	11
① 「歳出の目安」の見直し	11
② 中長期計画を策定すべき分野	13
③ 社会保障分野	14
(3) 歳入	14
コラム1：足もとのマクロ経済の前向きな動き	17
コラム2：財政健全化と他部門の資金過不足の関係	18

1. はじめに

経団連は「持続可能な資本主義に向けた好循環の実現～分厚い中間層の形成に向けた検討会議報告～」(2023年4月公表、以下、中間層報告)において、「2030年を目途に分厚い中間層を形成することを目指す」とし、マクロ経済政策、社会保障・税制、労働政策の3つを重要な政策の柱として位置付けた(図表1)。このうち、マクロ経済政策については、官民連携による「ダイナミックな経済財政運営」を掲げ、経済再生と中長期での財政健全化の方向性を示した。

図表1：分厚い中間層の形成に向けた成長と分配の好循環と各政策の関係



出所：経団連「持続可能な資本主義に向けた好循環の実現」(2023年4月)

政府の「経済財政運営と改革の基本方針2023」(2023年6月閣議決定、以下、骨太方針2023)では、これまでの「経済あつての財政」との基本スタンスが維持されたほか、経団連が主張した「分厚い中間層」について記載がなされた。また、2025年度以降の中期的な経済財政の枠組みを新たに策定すべく、2024年度に各種の検討を進める旨が示された(現行の枠組みは「新経済・財政再生計画」¹。以下、現行計画)。

¹ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(2018年閣議決定、骨太方針2018)の中で盛り込まれた計画。財政健全化目標(P5～7参照)のほか、その達成に向けて「歳出の目安」(P

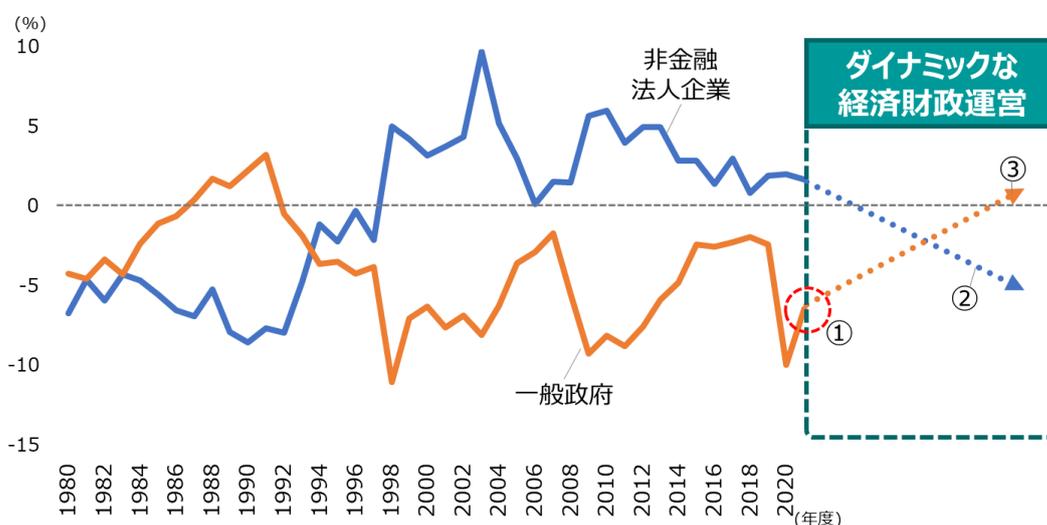
足もとのマクロ経済環境は、海外経済の下振れリスクなどが懸念されるものの、賃金引上げのモメンタムの維持・強化が図られるとともに、設備投資計画も高い伸びが示されるなど、前向きな動きが随所で見られている²。こうした動きをさらに後押しし、30年来のデフレからの完全脱却を果たす歴史的な転換を図らなければならない。そのためには、官民が認識を共有しつつ、適切なマクロ経済運営を展開することで、成長と分配の好循環を確かなものとする必要がある。

そこで、成長と分配の好循環の実現に資する経済・財政運営に向けて、以下の通り、骨太方針 2024 に盛り込まれる見込みの中期的な経済・財政の枠組み（以下、次期計画）について提言する。

2. 次期経済・財政再生計画の方向性

次期計画における経済財政運営の基本方針としては、これまでの「経済再生なくして財政健全化なし」を維持し、デフレからの完全脱却と安定的な経済成長を目指すべきである。その中で、成長と分配の好循環を確かなものとするのは欠かせず、中間層報告で示した「ダイナミックな経済財政運営」を推し進めることが肝要となる（図表 2）。

図表 2：部門別資金過不足（対 GDP 比）とダイナミックな経済財政運営



注：「一般政府」とは、中央政府（国）、地方政府（地方公共団体）、社会保障基金の総体。

出所：経団連「サステイナブルな資本主義に向けた好循環の実現」（2023年4月）

11 参照) を定めた。また、2019～2021 年度を「基盤強化期間」と位置付け、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（2021 年閣議決定、骨太方針 2021）の検討の中で、「基盤強化期間」の点検が行われ、2022～2024 年度までは「基盤強化期間」の取り組みが継続されることとなった。

² P17：コラム 1 参照。

まず、政府においては、短期の需要喚起ではなく、中長期の計画に基づいて戦略的に投資していくことの重要性が高まっていることから³、民間の予見性を確保するためにも、「歳出の目安」を抜本的に見直す（P11：4.（2）①を参照）など、予算の単年度主義を排し、計画的に投資を行っていくことが求められる（図表2の①）。政府投資の対象としては、科学技術・産業の成長・発展や様々な社会課題の解決、経済全体の供給力・生産性の向上に資するとともに、事業化までの期間やリスク等に鑑みて、民間のみでは投資が困難な戦略分野・技術が挙げられる。これらの分野において、官民でビジョンを共有しつつ、中長期の計画を策定し、複数年度にわたる各計画の歳出額と歳出全体の大枠を定めながら、継続的に取り組むことが期待される。

これに対し、企業は積極的な国内投資の拡大と賃金の引上げにより、成長と分配の好循環を力強く後押しすることが求められる。その結果、企業はこれまでの貯蓄超過主体から投資超過主体へと転換する（図表2の②）と同時に、政府の財政収支も改善に向かうことになる（図表2の③）⁴。

また、中間層報告で掲げた全世代型社会保障制度・税制の構築や、円滑な労働移動の推進等の労働分野における改革も同時に行うことにより、物価⁵に負けない賃金引上げが継続し、分厚い中間層の形成が促進される。これにより、将来不安の払拭もなされることで、家計は消費を拡大させ、さらに経済成長が促され、好循環がより確かなものとなる。

このように、「ダイナミックな経済財政運営」を着実に行うことで、成長と分配の好循環と分厚い中間層の形成に寄与するとともに、財政健全化の実現にもつながることが期待される。

³ 例えば、米国のインフレ削減法（2022年8月成立）やEUのグリーンディール産業計画（2023年2月発表）では、クリーン技術の域内確保等を目指し、複数年度にわたる大規模な政府支出を行うとしている。

⁴ 政府の財政健全化とその他の部門の資金過不足との関係については、P18：コラム2参照。

⁵ 消費者物価の前年比上昇率2%程度の適度な物価上昇を想定。

3. 財政健全化目標

ここでは、次期計画に盛り込むべき、財政健全化目標について提言する。併せて、今後示すべき指標についても論じる。

(1) フローの財政健全化目標

現行計画：2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す ⇒次期計画：国・地方を合わせたPB黒字の継続を目指す
--

フローの財政健全化目標については、国・地方のPB（プライマリーバランス）について、黒字の継続を目指すべきである。

現行計画の健全化目標では、国・地方のPBの2025年度黒字化が掲げられており、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（2024年1月）では、これまでの歳出削減努力を継続すれば、2025年度の黒字化が視野に入るとの見通しが示されている（図表3）。なお、同試算における「成長実現ケース」は楽観的であるとの指摘がある点には留意が必要である。

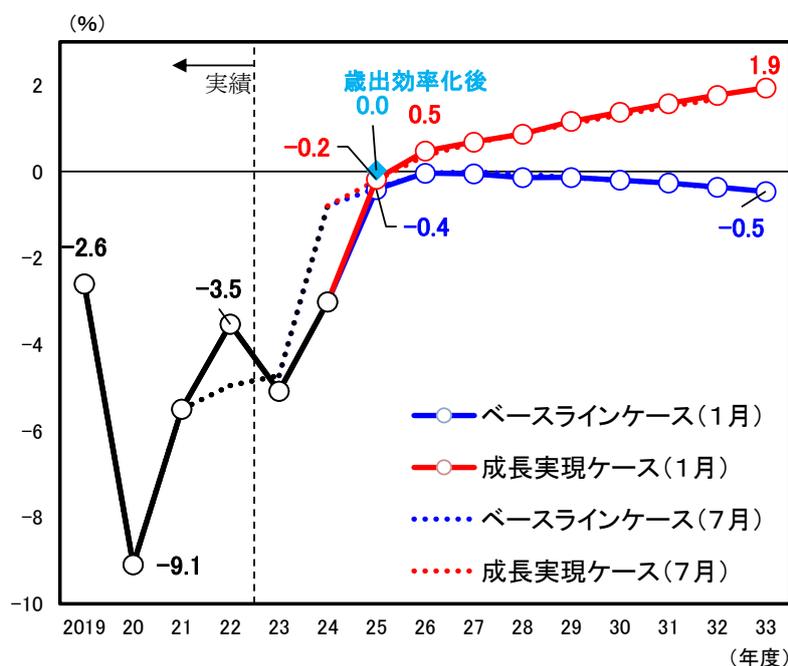
今後は、2025年度にPB黒字化を達成した上で、国・地方のPBの黒字を安定的に継続していくことが妥当と考えられる。ただし、急激な景気変動等があった場合に柔軟な財政運営を可能にしておく必要があることから、単年度ではなく、中期的な時間軸として3～5年程度の平均で黒字を継続することが重要である。

なお、PBではなく、利払費も含めた財政収支を目標とすることも考えられるが、ドーマー条件⁶として示されている通り、PBが均衡している下で名目GDP成長率が実効金利を上回れば、政府債務残高対GDP比は低下することになる。後述の通り（P6：3.（2）参照）、政府債務残高対GDPの安定的な引き下げを引き続きストック目標とすべきであり、その実現にはPBを均衡させることが重要であることから、財政収支よりもPBの方が目標として妥当と考えられる⁷。

⁶ ドーマー条件とは、名目GDP成長率と国債の実効金利の関係から、財政の安定化の条件を示したもので、米国の経済学者エブセイ・ドーマーが1940年代に提唱した。PBが均衡している下で、名目GDP成長率が実効金利を上回れば政府債務残高対GDP比は低下し財政は安定化に向かう。逆に名目GDP成長率が実効金利を下回れば政府債務残高対GDP比は上昇、さらにこの状態が続けば発散し、財政は破綻するとされる。

⁷ このほか、国・地方ではなく、社会保障基金も含めた一般政府を対象とすることも考えられるが、社会保障基金に含まれる公的年金は、超長期の時間軸での財政均衡を目指す仕組みであることから、中期的な均衡・黒字を目指す対象としては、引き続き国・地方が妥当と言える。

図表3：国・地方のPB対GDP比の推移



出所：内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（2024年1月）

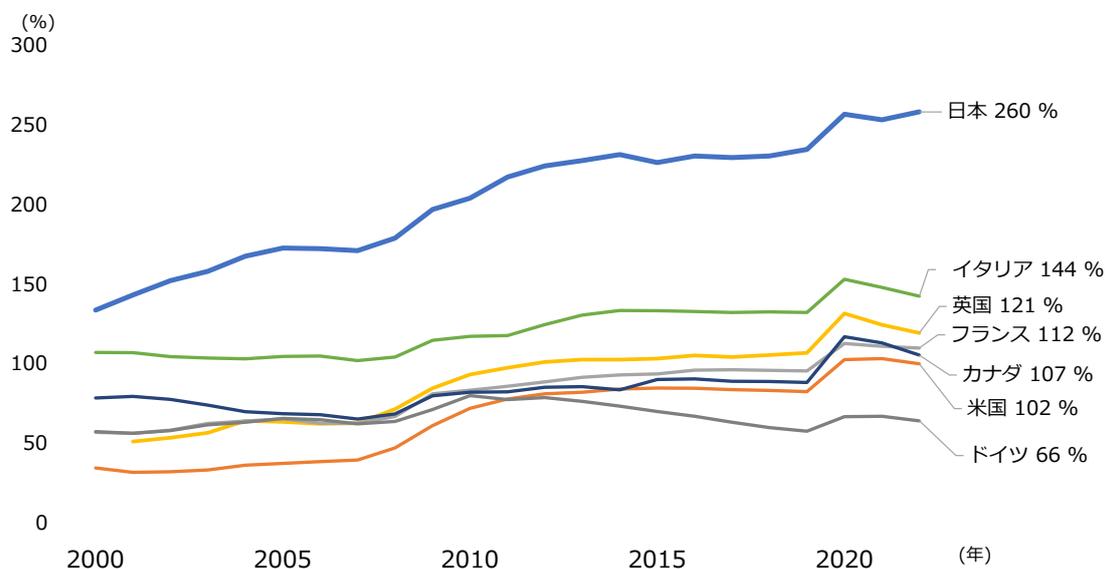
（2）ストックの財政健全化目標

現行計画：債務残高対GDP比の安定的な引き下げを目指す
 ⇒次期計画：債務残高対GDP比の安定的な引き下げを目指す（変更なし）

ストックの財政健全化目標については、現行計画を踏襲し、国・地方の政府債務残高対GDP比の安定的な引き下げを掲げるべきである。図表4の通り、これまで債務残高対GDP比は上昇し続け、諸外国と比しても極めて高い水準にあることから、安定的な引き下げを図る必要がある。

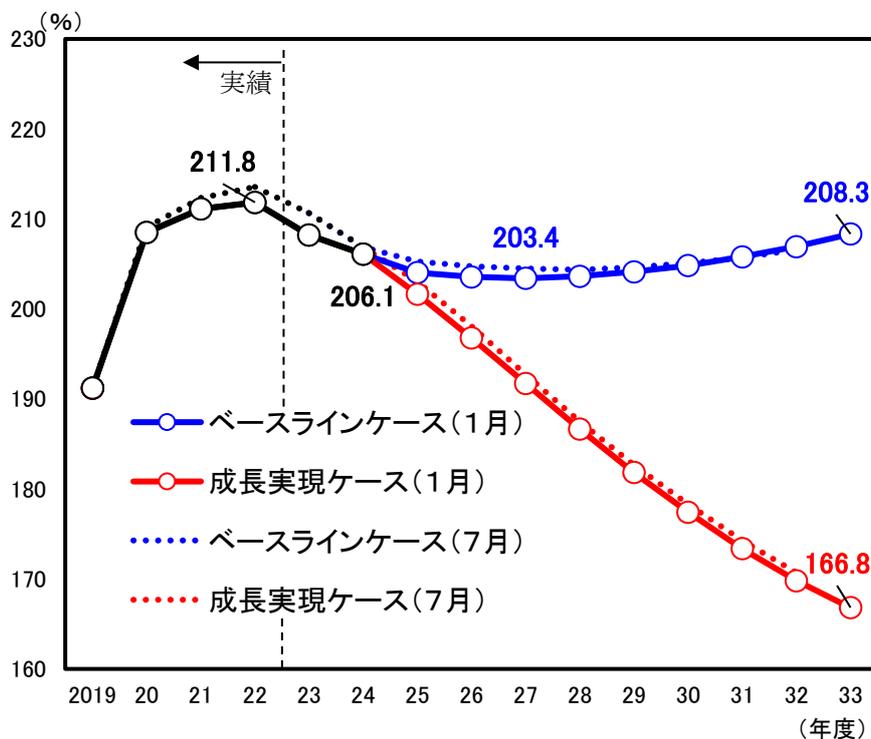
他方、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（2024年1月）において、2023年度は、高い名目GDP成長率を背景に、国・地方の公債等残高対GDP比は低下すると見込まれている（図表5）。今後も、こうした傾向を継続し、安定的にストックの財政健全化目標を達成していくことが求められる。なお、今後、デフレからの完全脱却に伴う金利上昇を予想する市場の見方があることから、実効金利や利払費への影響も注視していくことが不可欠である。

図表4：各国の政府債務残高対GDPの推移



注：各国名の右側の数字は2022年の値
出所：IMF「Economic Outlook Database」

図表5：国・地方の公債等残高対GDP比の推移



出所：内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2024年1月)

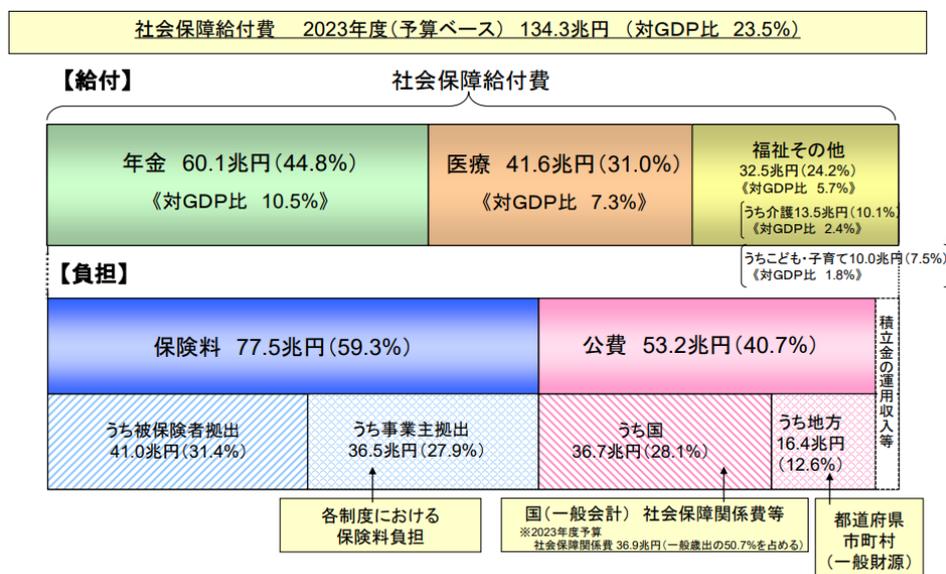
(3) 一般政府の歳入・歳出・財政収支の現状と見通し

上述の財政健全化目標とは別に、社会保障基金を含んだ一般政府の歳入・歳出・財政収支の見通しを示すことも重要である。

わが国の社会保障給付費の総額は、2021年度138.7兆円と、GDPの25.2%に相当する水準にまで増加している(2000年度は78.4兆円、対GDP比14.6%)。中間層報告や「中長期視点での全世代型社会保障の議論を求める」(2023年10月)で論じた通り、今後も高齢化の進展によって一段と給付が膨らむ一方、現役世代の減少が避けられない中にあることは、社会保険料の負担増による対応には限界がある。今後、社会保険料だけでなく、様々な税財源の組み合わせ⁸による新たな負担のあり方も含めて、考えていかなければならない。

他方、社会保障に関する費用については、現行計画の主な対象は国ベースの歳出である社会保障関係費であり、全体の社会保障給付費ではない。2023年度予算ベースで、社会保障関係費は36.7兆円と、134.3兆円に上る社会保障給付費の27.3%を占めるに留まる(図表6)。社会保障関係費は全体の一部に過ぎないことから、社会保障給付費全体を対象としたうえで、歳入・歳出両面での取り組みが求められる。

図表6：社会保障の給付と負担の現状（2023年度予算ベース）



出所：厚生労働省

⁸ 新たな財源方式の一例として、フランスでは、税「一般社会拠出金(CSG)」を導入している。CSGは、課税対象が稼働所得以外にも、資産所得や投資益等、広範な所得を対象としており、負担能力に応じた負担をより強化させているといった特徴がある。

図表 7 : 2021 年度の一般政府の歳入・歳出・財政収支



注：SNA（国民経済計算）における一般政府部門内の移転を控除した、一般政府の受取と支出を、それぞれ歳入、歳出とした。

また、「社会保険料」は SNA の「社会負担（受取）」、「社会保障給付費」は「現物社会移転以外の社会給付（支払）」と「現物社会移転（個別消費支出）」の合計とした。

なお、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」における 2021 年度の社会保険料は 75.5 兆円、社会保障給付費は 138.7 兆円。

出所：内閣府「国民経済計算年次推計」より経団連事務局作成

今後、このような観点から検討を進めるにあたり、政府においては、給付と負担の状況を含めた、国家財政の全体像を示していくことが重要となる。具体的には、国・地方に社会保障基金を含めた一般政府ベースでの歳入（税等、社会保険料）、歳出（社会保障給付費、非社会保障支出）、そして財政収支について、現状と見通しを示すことが考えられる。図表 7 は、国民経済計算の公表項目を基に整理した、2021 年度における一般政府の歳入・歳出・財政収支であり、今後はこのような数値について、中期的な見通しを示していくべきである。

なお、財政健全化目標は国・地方が対象であるため、社会保障基金から発行されることを見込まれる「こども・子育て支援特例公債」による影響は受けないとされている。また、復旧・復興対策及びGX対策の経費及び財源については、償還財源が確保されていることを理由に、財政健全化目標から除外されている。他方、一般政府の歳入・歳出・財政収支は、これらの除外項目も全て含んでおり、国家財政の全体像を示すものとなることが期待される。

4. 目標達成に向けた経済財政フレームのあり方

(1) 全体の方向性

次期計画では、2. で示した「ダイナミックな経済財政運営」を通じて、成長と分配の好循環を実現すると同時に、財政健全化目標の達成を目指すべきである。ここでは、目標達成に必要な新たな経済財政フレームのあり方について提言する。

基本的な方向性として、歳出については、各種の中長期・複数年度の計画に基づくべきである。また、歳入についてもマクロ経済動向を踏まえつつ、中長期・複数年度での財政均衡を目指したものとすることが重要である。

① 予算編成のあり方

毎年の予算編成のあり方としては、以下のような流れが考えられる(図表8)。

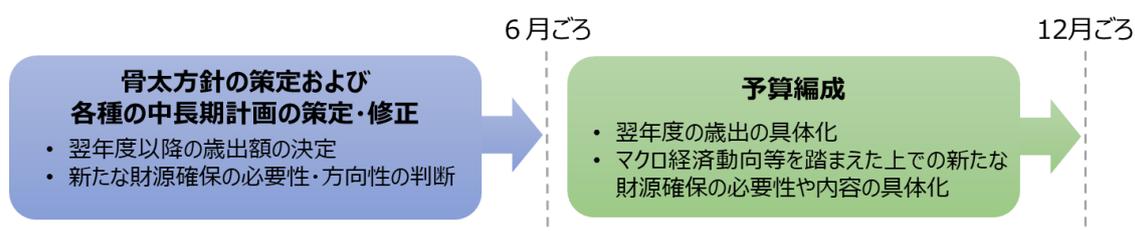
まず、毎年6月の骨太方針の策定と並行して、経済財政諮問会議をはじめ、政府・与党において、前年度までの歳出・歳入の分析・評価を行った上で、各種の中長期計画を策定・修正し、翌年度以降の全体の歳出額を定める。その際、歳出の効率化や、省庁を超えた規律ある形での財政による資源配分の最適化が前提であり、その上で特定分野において歳出を拡大させる必要が生じた場合には、他の分野の歳出を削減する。もしくは増税等による新たな財源確保の必要性とその具体策について一体的に検討する⁹。そして、各種の中長期計画や、マクロ経済動向等を踏まえて、骨太方針において、財源確保の方向性を定める。

その後、年末までに、直近のマクロ経済動向等も勘案し、財源確保の必要性や具体的な内容について、政府・与党(党税制調査会や関係の審議会を含む)にて検討し、結論を得る。

なお、各種の中長期計画の進捗管理においては、PDCAサイクルを着実に回していくことが肝要である。

⁹ 防衛費については、防衛力整備計画に基づき、2023年度から増額がなされ、その財源については、税外収入等による防衛力強化資金の活用のほか、2024年以降の適切な時期に、法人税・所得税・たばこ税の増税の方針が示された。

図表 8 : 年間の予算編成のイメージ



② 補正予算

これまで補正予算による逐次的な財政投入が行われてきたほか、ここ数年は新型コロナウイルス感染症を契機に大規模な補正予算が編成されてきた。しかし、長期的な計画に基づいて戦略的に投資していくことの重要性が高まる中、企業をはじめとする様々なステークホルダーの予見可能性を高めるためにも、当初予算において着実かつ計画的に措置されるほうが望ましい。

したがって、財政法にも規定されている通り¹⁰、急激な景気変動や大規模な自然災害、パンデミック等がない限り、できる限り大規模補正予算は編成すべきではない。仮に何らかの理由によって、大規模補正予算を編成する場合には、それによって影響が及ぶ各種の中長期計画の見直しも行う必要がある。

(2) 歳出

① 「歳出の目安」の見直し

歳出のあり方については、まず、現行計画の「歳出の目安」には、以下の通り課題があることから、見直しが必要である。

「歳出の目安」とは、財政健全化目標と毎年度の予算編成とを結びつけるための仕組みとされており、経済・物価動向等を踏まえつつ、非社会保障関係費については、ほぼ横ばいに据え置き、社会保障関係費については、高齢化による増加分に相当する伸びに抑えるというものである。

「歳出の目安」は、単年度かつ当初予算の歳出を対象としたものであり、これ

¹⁰ 財政法第 29 条では「内閣は、次に掲げる場合に限り、予算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、これを国会に提出することができる。

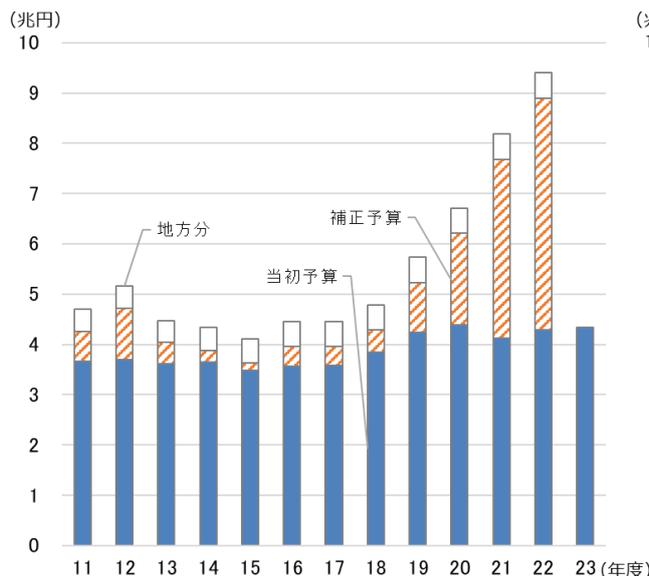
一 法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出（当該年度において国庫内の移換えにとどまるものを含む。）又は債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行なう場合

二 予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合」とされている。

まで厳格に適用されてきた一方、補正予算は対象となっていないことから、毎年
の補正予算に当初予算で盛り込むことができなかつた施策を計上することが繰
り返されているとの指摘がある。

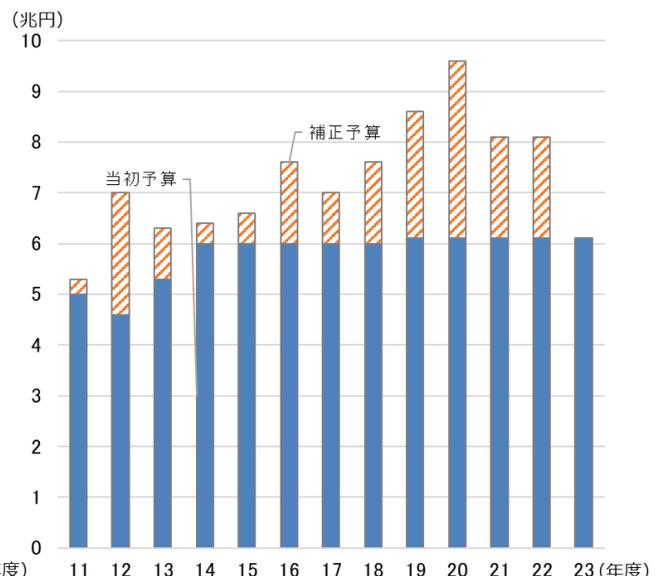
例えば、非社会保障関係費である科学技術関係予算（図表 9）や公共事業予算
（図表 10）などにおいて、補正予算による逐次的な財政投入が行われてきた。
しかし、本来的には、これらの政策分野は景気対策ではなく官民が連携して長期
計画的に取り組むべきものである。企業の予見性を高めるとともに、規律ある形
での財政を通じた資源配分の最適化を図るためにも、将来の産業ビジョンを官
民で共有し中長期計画や複数年度予算を定め、それに基づいた当初予算段階で
の財政措置が求められる。

図表 9：科学技術関係予算の推移



注：2020年度補正予算のグリーンイノベーション基金事業と大学ファンドは、
執行が2021年以降のため、除外
出所：科学技術・学術研究所「科学技術指標2023」より経団連事務局作成

図表 10：公共事業予算の推移



出所：国土交通省「公共事業関係費（国土交通省関係）の推移」より
経団連事務局作成

また、社会保障について、「歳出の目安」は全体の社会保障給付費ではなく、
社会保障関係費を対象としていることから、公費負担（税等）を削減しつつ、社
会保険料負担を増加させた場合でも、歳出効率化の成果とみなされてきた¹¹。し
かし、社会保険料は主として現役世代の稼働所得に課され、現役世代の可処分所
得を下押しするものである。分厚い中間層の形成に向けて、家計の可処分所得の

¹¹ 例えば、介護納付金や後期高齢者支援金の総報酬割の導入によって、保険料負担が増え
た一方、公費負担（社会保障関係費）は削減された。

底上げが課題となり、さらに現役世代が減少を続ける中にあることは、必ずしも望ましい対応とは言えない。

② 中長期計画を策定すべき分野

「歳出の目安」の見直しの方向性として、民間の予見可能性を高め、官民連携による安定的な国内投資の拡大を実現する観点から、各政策分野の中長期計画において、3～5年間の各年度の歳出計画を定めるべきである。

現状においても、科学技術・イノベーション基本計画、GX実現に向けた基本方針、社会資本整備基本計画、防衛力整備計画、こども未来戦略、教育振興基本計画など、各政策分野の計画が策定されていることから、こうした既存の計画の中で複数年度にわたる歳出額を明記することが考えられる。

全体の方向性として、官民でビジョンを共有するとともに、ワイズスペンディングの観点から、科学技術・産業の成長・発展や様々な社会課題の解決に資する戦略分野に注力すべきである。各種計画の策定にあたっては、歳出の効率化が前提であり、それぞれの計画において施策の優先順位を明確化することでスクラップ・アンド・ビルドを進め、財政を通じた資源配分の最適化と予算の膨張の抑止を図る必要がある。

仮に、特定の計画で大幅に歳出を拡大させる必要が生じた場合には、他の分野の歳出削減のほか、増税等による新たな財源確保の必要性についても、計画策定の検討と同時に検討する必要がある。

また、複数年度にわたって歳出を行うために設置された各種の基金については、翌年度以降の支出額を、各種の中長期計画の中で定めることが求められる¹²。なお、中長期の計画に基づいて当初予算で着実に措置されるのであれば、必ずしも基金を通じて措置する必要はないと考えられる¹³。

このほか、各種の中長期計画の進捗管理においても、行政事業レビューの内容をフィードバックするなど、PDCAサイクルを着実に回していくことが肝要である。さらに、USAspending.gov¹⁴のように、各施策に関する情報公開を進め、

¹² 内閣府「経済財政諮問会議 資料3」（2023年10月10日）によれば、基金の残高は2023年度末時点で約13兆円、2023年度の支出額は7.5兆円に上るとされる。ただ、2023年度の基金の支出額の見通しが分かるのは、年度途中の2023年9月であり、翌2024年度の支出額の見通しは示されていない。

¹³ 2023年12月20日の行政改革推進会議において決定された基金の点検・見直しの横断的方針では、「各年度の所要額がおおむね予測可能なものについては、基金によらない通常の予算措置によるものとする」とされた。

¹⁴ 米国の連邦政府の支出に関する情報を公開し、透明性を向上させるためのウェブサイト。

外部の有識者も検証できる環境整備を進めることも重要である。

③ 社会保障分野

社会保障分野の歳出については、これまで「歳出の目安」が対象としてきた社会保障関係費だけでなく、社会保障給付費全体を俯瞰することが重要である。とりわけ、社会保障給付費の約4割を占める医療・介護については、経済・物価・賃金引上げの動向やイノベーション促進の観点等を踏まえつつ、医療・介護DX等を含めて効率化・適正化を図り、高齢化の増加分に相当する伸びに抑えることを基本とすべきである¹⁵。また、財政の透明性確保の観点から、「高齢化による増加分に相当する伸び」については、試算の根拠を示すべきである。

なお、年金については、マクロ経済スライド等によって、制度内の長期的な財政均衡が図られる仕組みとなっており、今後も適宜必要な制度改革をしながらも、年金財政の基本的枠組みは維持することが望ましいと言える。

(3) 歳入

歳入については、マクロ経済動向を踏まえつつ、国・地方のPBが安定的に黒字となる水準に設定することが基本となる。したがって、各種の中長期計画の見直しによって、歳出の全体額の伸び率が名目GDP成長率を上回るなど、大幅な増額となった場合には、国・地方のPBの安定的な均衡を実現するべく、マクロ経済動向等も考慮の上で新たな財源を確保する必要がある。毎年、各種の中長期計画や骨太方針を策定する中で、財源確保の必要性や方向性を定めたうえで、年末の予算編成の中で、具体的な財源確保の方策について判断していくことになると考えられる。

検討にあたっては、税や社会保険料等（こども・子育て支援納付金（仮称）¹⁶、

連邦政府の契約、助成金、融資、その他の金額を含む、連邦政府の支出に関する詳細なデータを提供しており、特定の契約や助成金について検索できるほか、支出のトレンドや統計資料にアクセスすることができる。

¹⁵ 政府の全世代型社会保障構築会議「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について」（2023年12月）では、「能力に応じた全世代での支え合いをより強化するとともに、社会保障給付の重点化や効率化にもより一層取り組んでいく必要がある」、「医療介護の保険料負担の増加や財政面からの社会保障の持続可能性への対処も必要である」としており、政府においても、社会保障給付全体の重点化・効率化や保険料負担の増加の抑制の重要性について指摘している。

¹⁶ 「こども未来戦略」（2023年12月閣議決定）において、こども・子育て政策の拡充のための財源として、新たに徴収することとしたもの。各種の公的医療保険制度の保険料に上乘せする形で徴収する予定。

子ども・子育て拠出金¹⁷などを含む)の国民負担全体を俯瞰すべきであり、その上で様々な税財源の組み合わせによる新たな負担の検討を進めるべきである。とりわけ、負担能力に応じた負担の観点から、保有資産や資産所得等も能力として勘案し、全体の負担のあり方を考える必要がある。

また、新たな負担を求める際には、国民的な理解を得るための丁寧な説明や議論が欠かせない。そのためにも、上述の通り、一般政府の歳入・歳出・財政収支の現状と見通しを示すことは重要と言える（P 7：3.（3）参照）。

¹⁷ 児童手当を含む子育て支援策の財源として、事業主が負担しているもの。厚生年金保険料に上乗せされる形で徴収されており、2020年4月以降は標準報酬の0.36%が負担額。

図表 11：新経済・財政再生計画（2018 年策定）と本提言との比較

	新経済・財政再生計画	今回の提言内容
経済財政運営の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針を堅持 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針を維持 ● 「ダイナミックな経済財政運営」を通じた、成長と分配の好循環の実現と分厚い中間層の形成
財政健全化目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 2025 年度の国・地方の PB 黒字化 ● 債務残高対 GDP 比の安定的な引き下げ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国・地方の PB の安定的な黒字 ● 債務残高対 GDP 比の安定的な引き下げ ● 一般政府の歳入・歳出・財政収支の現状と見通しを示す
目標実現のための仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 「歳出の目安」として、経済・物価動向等を踏まえつつ、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障関係費は高齢化による増加分に相当する伸びに抑制 ・ 非社会保障関係費はほぼ横ばいに抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「歳出の目安」は見直し、財政を通じた資源配分の最適化を図る <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期で取り組むべき分野^{注1}は、優先順位の明確化を通じた施策のスクラップ・アンド・ビルドを前提に、中長期計画に基づいて、歳出額を決定 ・ 医療・介護分野は、給付費全体を高齢化による増加分に相当する伸びに抑制^{注2注3} ● 歳入については、国・地方の PB が安定的に黒字となる水準に設定することとし、仮に歳出拡大を検討する場合には、マクロ経済動向等を踏まえつつ、増税等による新たな財源確保の必要性も同時に検討

注 1：科学技術・イノベーション基本計画、GX 実現に向けた基本方針、社会資本整備基本計画、防衛力整備計画、こども未来戦略方針、教育振興基本計画など、現状でも各政策分野の計画が策定されており、今後もこうした分野で計画を策定するとともに、歳出額の見通しを定めていくことが重要。

注 2：政府の全世代型社会保障構築会議「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について」（2023 年 12 月）では、「能力に応じた全世代での支え合いをより強化するとともに、社会保障給付の重点化や効率化にもより一層取り組んでいく必要がある」「医療介護の保険料負担の増加や財政面からの社会保障の持続可能性への対処も必要である」としており、政府においても、社会保障給付全体の重点化・効率化や保険料負担の増加の抑制の重要性について指摘している。

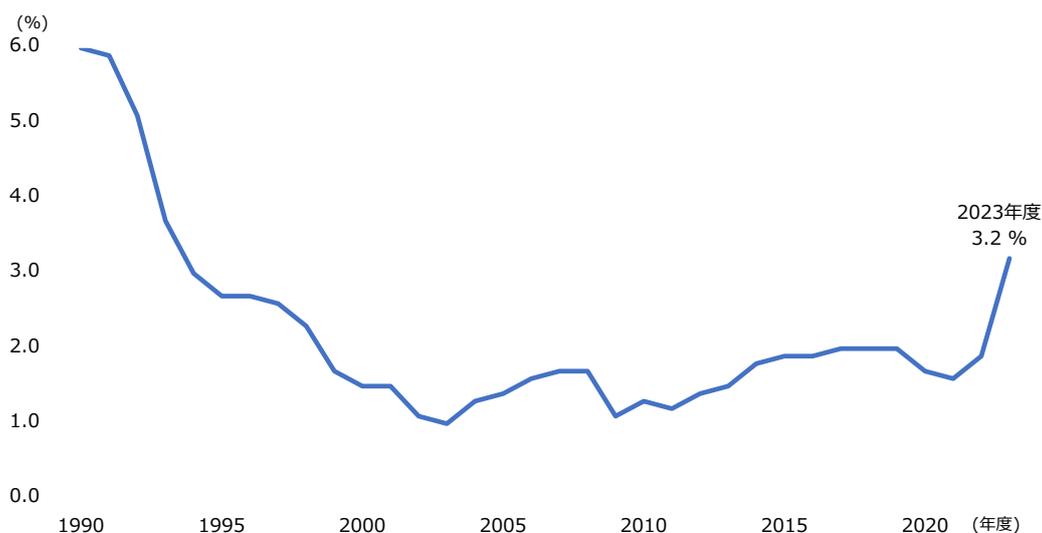
注 3：年金については、制度内の長期的な財政均衡が図られる仕組みとなっており、今後も適宜必要な制度改革をしながらも、年金財政の基本的枠組みは維持。

コラム1：足もとのマクロ経済の前向きな動き

マクロ経済の前向きな動きのうち、賃金については、図表12の通り、2023年度の賃金改定率が、約30年ぶりの高い水準となった。

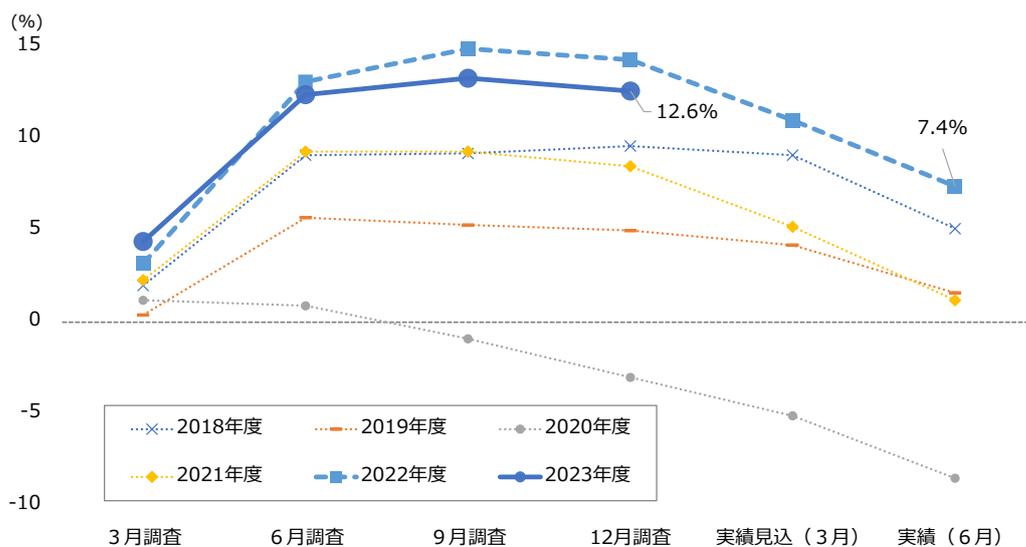
設備投資についても、図表13の通り、2022年度の実績が例年より高い水準となり、2023年度計画も同様に高い伸びが期待される。

図表12：賃金改定率の推移



出所：厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

図表13：ソフトウェア・研究開発を含む設備投資額（除く土地投資額）の推移（前年度比、全規模・全産業）



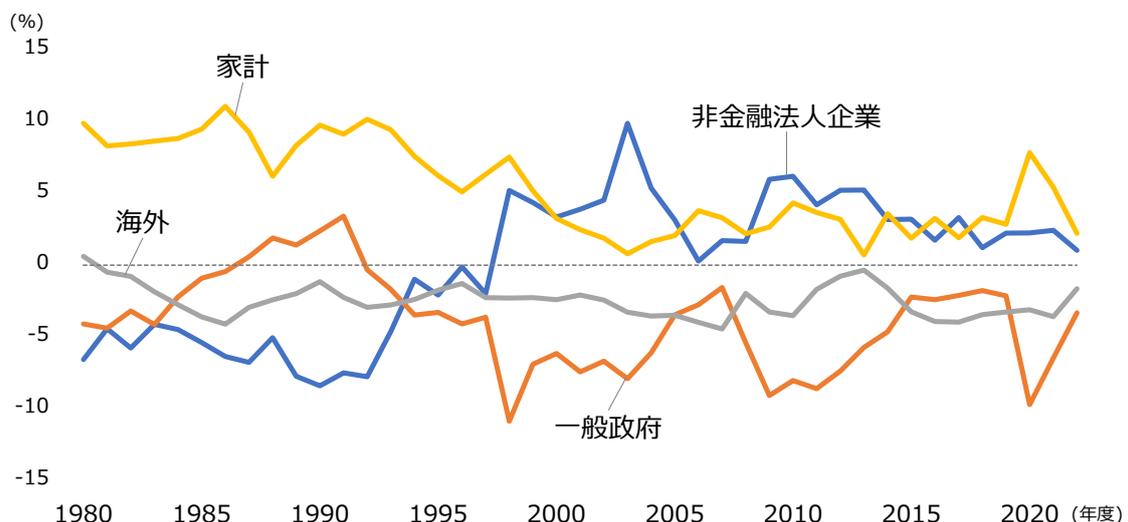
出所：日本銀行「日銀短観」

コラム 2 : 財政健全化と他部門の資金過不足の関係

政府の財政健全化は、政府の資金過不足が現在の投資超過（赤字）から貯蓄超過方向に向かうことを意味する¹⁸。部門別資金過不足の全部門の合計はゼロになることから、財政健全化を実現するためには、政府以外の他部門の資金過不足が投資超過方向に向かう必要がある。

まず、家計については、消費を行う主体であり、マクロレベルで消費の原資を借入で調達することは持続可能性に乏しいと考えられる。また、海外部門については、これまでも赤字で推移してきた（図表 14）。海外部門の赤字幅のさらなる拡大は、日本の経常収支黒字のさらなる拡大を意味する¹⁹が、その実現は経済政策上、また諸外国との関係上、容易ではない。

図表 14 : 部門別資金過不足対 GDP 比の推移



注：「一般政府」とは、中央政府（国）、地方政府（地方公共団体）、社会保障基金の総体。

出所：日本銀行「資金循環統計」、内閣府「国民経済計算」より経団連事務局作成

他方、企業については、負債を拡大させるとともに、有形・無形の固定資産に投資をし、事業を行うことで、キャッシュフローを生み出す経済主体であることから、投資超過方向に向かうことが最も期待される経済主体と言える。ただ、図表 12 の通り、わが国の企業部門は、1990 年代の終わりごろから長らく貯蓄超過傾向が続いてきた。背景には、バブル崩壊や金融危機等に起因する過酷な経営環境があり、企業は生き残りをかけて、最大限の効率化努力と積極的な海外展開に

¹⁸ 図表 14 の「一般政府」は、現行の財政健全化目標の対象としている「国・地方」に「社会保障基金」を加えたもの。

¹⁹ 概念上、資金循環統計上の資金過不足は、国民経済計算上の純貸出(+)/純借入(-)に一致するほか、経常収支と資本移転による正味資産の変動の合計とも一致する。

取り組んできた。これらの企業努力は、経済合理性に基づいた行動であったが、結果として、合成の誤謬に陥り、日本経済の長期低迷の一因となった可能性がある。

今後は、企業にとって、積極的な国内投資の拡充と賃金の引上げを行うことが経済合理性に適うよう、マクロ経済環境を整えていくことが肝要であり、それが官民連携による「ダイナミックな経済財政運営」の中核となる考え方である。

以 上